



発行 東京都

目次

告示

○平成八年東京都告示第八百九十四号 (東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部改正..... (総務局人事部職員支援課).....

規則(教)

○公有水面埋立ての免許..... (港湾局離島港湾部管理課)..... 一  
○東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則..... 二  
○都市計画事業の施行..... (建設局道路建設部管理課)..... 四

告示

●東京都告示第八百八十七号

平成八年東京都告示第八百九十四号 (東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

東京都知事 小池 百合子

表常時介護を要する状態の項中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に改め、同表随時介護を要す

る状態の項中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附則

この告示による改正後の規定は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

●東京都告示第八百八十八号

公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月一日

東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日

令和七年九月一日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

八丈島八丈町三根地先神湊漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点 (漁港原点) (北緯三三度七分五一秒、東経一三九度四八分二四秒) から二四

二度四一分五秒九・七六九メートルの地点

②の地点 ①の地点から一五八度四〇分四七秒一〇二・七一二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二六六度九分五一秒五・二四二メートルの地点

④の地点 ③の地点から三三八度四〇分四七秒五・五〇六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から六八度四〇分四七秒三・一〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二四八度四〇分四四秒八〇・五二八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二四八度二〇分五八秒三・一〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から三三八度四〇分五三秒一五・一一一メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から六七度三二分一七秒四・〇七五メートルの地点
  - ⑥の地点 ⑤の地点から一五八度四〇分四七秒三一・二六三メートルの地点
  - ⑦の地点 ⑥の地点から二四八度四〇分四七秒二四・一四二メートルの地点
  - ⑧の地点 ⑦の地点から二六六度九分五一秒三三・二九九メートルの地点
  - ⑨の地点 ⑧の地点から三三八度四〇分四七秒一〇・一五二三メートルの地点
- (三) 面積  
五、一四八・四三平方メートル
- 五 埋立地の用途  
漁港施設用地

規則(教)

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十五号

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する

規則

東京都教育委員会公印規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中、「書き損じ、汚損、破損」を削り、「人事異動等」を「人事異動、公印の改刻等」に改め、「ときは」の下に「速やかに、書き損じ、汚損又は破損により使用できなくなつたときは使用終了手続時に(公印管

理者が求めたときにあつては、その発生の都度)を加え、「速やかに」を削る。  
第十四条第二項中「事前押印」を「事前押印を」に、「刷り込み」を「刷り込みを」に改める。  
別記第六号様式及び第七号様式を次のように改める。



附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都教育委員会公印規則別記第六号様式及び第七号様式の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う同規則第十三条第二項(同規則第十四条第二項において準用する場合を含む。)の申請について適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。

公 告

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和七年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称  
別表のとおり

二 施行者の名称  
東京都

三 事務所の所在地  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在  
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務
東京都市計画道路 路事業補助線街 路第百三十三号線	東京都練馬区向山 三丁目、向山四丁目、春日町一丁目、春日町三丁目及び春日町五丁目地内	令和七年三月十八日、日関東地方整備局告示第百二号	第四建設事務所

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

